

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 28 年 12 月 9 日

石川県監査委員 作 野 広 昭
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石 公 委 第 101 号
平成 28 年 11 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成 28 年 10 月 31 日付け石監査第 339 号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	珠洲警察署	職員の交通安全防止対策として、全職員に対して、同乗者による安全確認の励行や具体的な運転方法に関する研修会を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項の再確認をするとともに、幹部に対しては、事故原因となる業務の偏りをなくすため業務管理を徹底し、交通事故防止に対する意識の高揚を図りました。 また、交通事故の対象職員については、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認を行わせ、安全運転の意識付けを徹底しました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であるという意識の徹底を図るとともに、職員に対する指導・教養を継続し、交通事故の絶無に努めます。